

令和8年度 青木村産後ケア事業



産後のお母さんと赤ちゃんが自宅での生活をスムーズにスタートできるように、出産した施設を退院後、医療機関または助産所を利用し、助産師のサポートを受けながら授乳や育児に慣れていくことができます。

1. 対象となる方：下記の全てにあてはまる方が対象となります。
 - ・青木村に住所のある、産後1年以内（宿泊型の利用者にあたっては、3~4か月未満）の赤ちゃんとお母さん
 - ・お母さん、赤ちゃんとも医療処置の必要のない方
 - ・家族などから十分な家事および育児支援が受けられず、お母さんの体力の回復に心配のある方、育児に不安をお持ちの方
2. 利用できる施設
あべ母乳子育て相談室、助産所とうみ、助産所ひめぐり等 県内の助産所
3. 内容
 - ・お母さんの心身の健康管理および生活面に関すること
 - ・乳房管理に関すること
 - ・沐浴や授乳など育児に関すること
 - ・その他必要なこと
4. 利用できる期間
 - ・7日間までで希望する日数
 - ただし、やむを得ない事情等により延長される場合は最大14日間まで
5. 料金 助産所が定める1回の利用料金の2割を利用者に負担していただきます。
住民税非課税世帯、生活保護世帯の方は利用料金の負担はありません。
食費や衣類等の賃借料や赤ちゃんのミルク代やおむつ代は自己負担となります。
6. 利用の流れについて
 - ① **別紙1**長野県助産師会との契約施設に予約をおこなってください。
 - ② 利用開始2日前までに「産後ケア事業利用申請書」を保健衛生係へ提出してください。
(申請をしないと村補助は受けられません。申請書は役場で記入するか、ホームページからも印刷可能です)
役場から申請者へ利用承認通知書をお送りします。
 - ③ 利用にあたっては、母子健康手帳、身分証（住所が記載されているもの）、その他必要な物を持参してください。利用後は利用施設に直接費用をお支払いください。



<問合せ>

青木村役場 住民福祉課 保健衛生係
電話 0268-49-0111 (内線 5141)
FAX 0268-49-3670